第２２期第１０回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和５年１月２６日（木）１０時５０分～１１時２０分

２　場　　所　　釧路生涯学習センター　８０１会議室

３　出席委員　　川崎一好　亀田元教　柳谷法司　上野　仁　後藤義勝　石川和男
倉舘建一　中村喜美雄　北島千也　神山久典　秋森新二　中村純也
西田達雄　山﨑貞夫　近藤龍洋

４　事 務 局　　佐々木事務局長　神谷専門主任　田中主事　曽谷主事

５　臨 席 者　　釧路総合振興局　大津水産課長　服部漁業管理係長　飯尾技師
十勝総合振興局　泉水産課長　加賀漁業管理係長

６　議事事項
議案第１号　制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）

議案第２号　釧路十勝海区漁場計画(素案)について(第８次海面共同漁業権、第15次海面区画漁業権)

７　議事の経過

（１）開　　会

事務局　只今から、第22期第10回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。

（２）会長挨拶

会　長　どうも、おはようございます。
たいへん天候不順で心配しておりましたけれども、天気の方は良いですけれども、今期一番、気温が下がっております。条件の非常に悪い中を、お集まり頂きまして、心より厚く御礼申し上げます。
本日の議題は、許可に関わる制限措置の答申と海区漁場計画の協議、この二点であります。ひとつ慎重にご審議頂ければというふうに思います。
先ほど、小委員会を終わらせて来ましたので、その方の説明もあろうというふうに思います。
若干、意見は離れますけれども、この際ですから、道庁もお見えになるので、苦境を言っておきたい。
電気料金がですね、高圧電気料金。これがもう去年辺り32、3パーセント上がっているんですね。今、家庭用のものが30パーセント以上上がるというふうに聞いておりますけれども、それに引き続き、また30パーセント位上がるということになっている。漁協職員に計算させたんですけれども、1.5倍位になるんですね。そうすると、産業として成り立たなくなってしまう。これに対して、国会、昨日あたのも見てますけれども、あまり出てこないんですね。北電は合わないから上げると言うんですけれども、上げられた我々ですね、加工業者含めて、たいへんな問題だというふうに思っているんですが、これは、北海道からも、それぞれの町村からも、あまり出てこないんですね、今の段階でね。
だから、水産の方も一本になって、お願いをしていかなといけないなと

思っておりますので、ひとつ、釧勝からそういった発信をして頂ければというふうに思ってますので、よろしくどうぞお願いを致します。
　それでは、会議に入らせて頂きます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

（３）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願い致します。

会　長　それでは、出席委員をご報告申し上げます。委員総数 15 名、出席委員は 15 名でございますので、本委員会は成立を致しました。

（４）議事録署名委員の選出

会　長　本日の議事録署名委員につきましては、委員会規程第 7 条の規定によりまして、私の方から指名をさせて頂きます。本日は、中村純也委員と西田委員にお願いをしたいと思います。よろしくどうぞお願いを致します。

（５）議事の経過

会　長　それでは、議事事項に入ります。議案第 1 号「制限措置の内容及び申請すべき期間等」についてを上程致します。説明願います。

事務局　資料 1 をご覧ください。今回の案件としましては、十勝総合振興局所管のたこ漁業、たこからつり縄について、知事より諮問がありましたので、ご審議頂くものです。よろしくお願いを致します。
　内容につきましては、十勝振興局からご説明致します。

十勝振興局係長　（制限措置の内容及び申請すべき期間等について説明）

会　長　それでは説明が終わりましたので、ご意見ご質問等がございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（無　し）

会　長　よろしいですか。

（は　い）

会　長　それでは、議案第 1 号の諮問内容につきましては適当であることを北海道の方に答申したいと思います。
　次に、議案第 2 号であります。「釧路十勝海区漁場計画(素案)」についてを上程致します。説明願います。

事務局　釧路十勝海区漁場計画(素案)についてご説明致します。
　本題に入る前にですね、議案のタイトルについてなんですけれども。昨年 10 月 28 日に第 8 回海区漁業調整委員会で海面共同漁業権、区画漁業権の漁場計画の草案を協議させてもらいました。
　漁業法改正に伴いまして、従来は海区単位の、漁業権毎の漁場計画を作

成していましたけれども。今回の切替から、海区ごとに共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権を含む、海区単位の全体計画として、釧路十勝海区漁場計画として作成することとなりました。前回はそのことに気付かずに協議してしまいました。

今後は、釧路十勝海区漁場計画草案、素案、振興局最終案についてということで、協議させて頂きます。

なお、免許期間の早い共同漁業権、区画漁業権を先行して作成することになりますけれども、免許時期の遅い定置漁業については、既に協議している共同漁業権、区画漁業権の内容に変更は無いとの前提で作成することから、定置漁業の協議の際は、区画、共同の記載を省略して、変更という形で対応することになります。

要するに、協議のタイトルは、「釧路十勝海区漁場計画」となりますけれども。実際は、前回の切替同様、共同・区画と定置、それぞれで協議するという形になります。

では、本題に入ります。共同漁業、区画漁業の漁場計画の草案は、令和4年10月に振興局から協議を受けまして、同年10月28日の小委員会、海区委員会にお諮りし、了承を頂いております。

その案を持って、振興局から道庁へ協議しており、昨年12月に道庁のヒアリングを受けたところです。振興局と事務局職員が出席しました。

道庁からの主な要検討事項として、共同漁業権については、行使等実績が無く、免許しても行使等されそうに無い漁業については、漁業権ごとに設定の必要性を再検討すること。

第3種地引き網漁業については、実態を確認し、教育、観光目的のものは漁業権を設定せず、特別採捕許可による実施を基本とすること。

条件内容に誤りのある箇所は素案で修正すること。

区画については漁場の区域は、その漁業に必要最小限度の海面である必要があることから、施設配置図等により漁場の利用実態を確認の上、漁場の区域を検討すること。

浜中の新規のカキ区画については、港湾管理者の同意を得ること等がありまして、振興局と関係する組合で指摘内容を踏まえ、再検討し、今回、海面共同漁業権、区画漁業権の漁場計画素案として協議があったものです。

資料は、資料2の1が釧路管内分の共同・区画の漁場計画素案になります。資料2の2が十勝管内分になります。資料2の3は草案からの変更一覧になっております。

なお、漁場計画の策定に係る考え方については、草案から修正が無いことから、協議を省略しております。

また、十勝管内については、草案からの内容に変更がありませんので、資料2の3の変更一覧は作っておりません。

先ほど開催しました小委員会で協議頂き、了承を頂いておりますが、同じ説明とはなりますが、振興局から説明させて頂きます。

素案に対するご審議のほどをよろしくお願い致します。

それでは、釧路振興局の方から、よろしくお願い致します。

釧路振興局係長

（釧路十勝海区漁場計画（素案）について説明）

十勝振興局係長

会　長　　はい、釧路、十勝、それぞれ振興局から説明頂きました。
只今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。

（無　し）

会　長　　よろしいですか。

（は　い）

会　長　　はい、それでは、議案の第２号のですね「釧路十勝海区漁場計画(素案)」については、異論が無い旨を振興局の方へ回答することと致します。
本日予定している議題は以上でありますけれども、事務局の方から何かありますか。

事務局　　定置漁場計画の今後の見込みについて、ご説明させて頂ければと思います。
定置の漁場計画についてですけれども、スケジュールが遅れておりまして、あくまでも見込みなんですけれども、今後の予定を説明さて頂きます。
近日中に道庁から操業期間や河口制限等の考え方の案か示される予定となっております。示されましたら、振興局から、組合、関係者へ意見照会をした上で、漁場計画を作成していくことになりますけれども、前回の第14次に照らしますと、漁場計画の協議は４月以降になるのかなという想定をしております。
次の海区漁業調整委員会は３月上旬から中旬の開催で考えておりますけれども、その時には状況を説明出来ればと、いうふうに思っておりますので、ご承知頂ければと思います。以上です。

会　長　　はい。それでは、この際ですから、もし皆様方の方から、何かあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（無　し）

会　長　　よろしいですか。

（は　い）

会　長　　はい。それでは無いようでございますので、以上をもちまして本日の委員会を終了とさせて頂きます。ありがとうございました。